告示

○国土交通省告示第七百三号

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）の施行に伴い、並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

制定文中「（以下「定期調査」という。）」を削り、「定期点検」を「定期調査等」に改める。

題名中「方法並びに」を「方法及び」に改める。

第一中「定期調査及び定期点検」を「定期調査等」に、「、定期点検」を「、法第十二条第二項に規定する点検」に改め、同ただし書を削る。

第二を第四とし、第一の次に次のように加える。

第二　特定行政庁は、第一に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を付加することができる。

第三　第一の規定にかかわらず、特定行政庁は、安全上、防火上又は衛生上支障がないと認める場合においては、法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する特定建築物（同項に規定する国等の建築物を除く。）又は同条第二項に規定する特定建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして法第十二条第一項の政令で定めるものを除く。以下「国等の特定建築物」という。）について、規則で、第一に規定する定期調査等の項目の一部を適用しないことができる。この場合において、国等の特定建築物について規則を定めようとするときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

別表四(一)の項から(三)の項まで中「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二の二第一項」に改め、同(十一)の項(は)の欄中「何れか」を「いずれか」に、「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二の二第一項」に改め、同(十六)の項(い)の欄中「第百二十九条各項」を「第百二十八条の五各項」に改め、同項(は)の欄中「第百二十九条」を「第百二十八条の五（令第百二十九条の二第一項」に、「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二の二第一項」に改め、同(二十)の項(は)の欄中「何れか」を「いずれか」に、「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二の二第一項」に改め、同(二十三)の項(い)の欄中「第百二十九条各項」を「第百二十八条の五各項」に改め、同項(は)の欄中「第百二十九条（令第百二十九条の二第一項」を「第百二十八条の五（令第百二十九条第一項」に、「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二の二第一項」に改め、同(二十六)の項「防火扉、シャッター」を「防火扉、防火シャッター」に改め、同(二十八)の項(ろ)の欄中「防火戸に」を「常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）に」に、「防火戸の」を「常閉防火扉の」に、「戸」を「扉」に改め、「。防火シャッター等にあっては、各階の主要な防火シャッター等を作動させて確認する」を削り、同(二十九)の項を削り、同(三十)の項(い)の欄中「防火戸の」を「防火扉の」に、同項(は)の欄中「第三項第九号」を「第三項第十号」に、「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に改め、同項を同(二十九)の項とし、同(三十一)の項(い)の欄中「本体」を「常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体」に、同項(は)の欄中「防火設備」を「常閉防火設備」に改め、同項を同(三十)の項とし、同(三十二)の項(い)の欄及び(ろ)の欄中「防火設備の」を「常閉防火設備の」に改め、同項(は)の欄中「防火設備」を「常閉防火設備」に改め、同項を同(三十一)の項とし、同(三十三)の項(い)の欄中「閉鎖」を「常閉防火設備の閉鎖」に改め、同項(は)の欄中「防火設備」を「常閉防火設備」に改め、同項を同(三十二)の項とし、同(三十四)の項中「常時閉鎖の防火戸」を「常閉防火扉」に改め、同項を同(三十三)の項とし、同表五(一)の項、(二)の項及び(四)の項中「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に改め、同(十一)の項中「、第百二十二条又は第百二十三条」を「又は第百二十二条」に、「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条第一項」に、「にあっては令第百二十条並びに第百二十三条第三項第一号、第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十一号を除き、令第百二十九条の二の二第一項」を「又は令第百二十九条の二第一項」に、「令第百二十条並びに第百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第二号、第三項第一号、第二号、第九号及び第十一号」を「、令第百二十条」に改め、同(十二)の項中「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に、「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に改め、同(十六)の項及び(十七)の項中「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に改め、同(十九)の項中「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第一号、第九号」を「第一号、第二号、第十号」に、「第十一号を除き」を「第十二号を除き」に、「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に、「第一号、第二号、第九号及び第十一号」を「第一号から第三号まで、第十号及び第十二号」に改め、同(二十)の項(い)の欄中「付室」を「階段室又は付室（以下「付室等」という。）」に改め、同項(は)の欄中「昭和四十四年建設省告示第千七百二十八号の規定に適合し」を「排煙設備が設置されてい」に改め、同(二十一)の項及び(二十二)の項中「付室」を「付室等」に改め、同(二十四)の項及び(二十七)の項中「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に改め、同(三十三)の項(い)の欄中「乗降ロビー」を「昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）」に、同項(は)の欄中「令第百二十九条の十三の三第三項の規定に適合し」を「排煙設備が設置されてい」に改め、同(三十四)の項及び(三十五)の項中「乗降ロビー」を「乗降ロビー等」に改める。